2.2　オブザーバー及び特別のオブザーバーは、希望する場合には、管理理事会の活動の効率及び能率を確保するために同理事会が定める条件を遵守して、同理事会の行う研究に協力することが認められる。また、これらの者は、自己の有する専門的知識及び経験により常設の部会及び特別のチームの議長になることが正当と認められる場合には、当該議長になることを要請される。オブザーバー及び特別のオブザーバーの参加は、連合が追加の費用を負担することなく行われる。

2.3　例外的な場合には、会合又は会合の一部への諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーの参加を排除することができる。また、会合又は書類の対象となっている事項の秘密性が要求される場合には、例外的に、これらの者が受領する書類を制限することができる。この制限に関する決定は、関係機関が個別に又はその議長が管理理事会の議長及び事務局長と協議の上個別に行うことができる。個々の制限については、管理理事会及び問題が郵便業務理事会に関係する場合には郵便業務理事会に報告する。管理理事会は、必要と認める場合には、適宜郵便業務理事会と協議の上、当該制限について再検討することができる。予定される会合に厳に関する限り、制限の通報は、当該会合の十四日前までに（国際事務局が関連する招請状を発送した後十四日を経過する前に緊急の会合が招集される場合には、可能な限り速やかに）関係する諮問委員会の委員及び特別のオブザーバーに送付されることが望ましい。したがって、このような通報は、関係機関の進行中の会合において必要と認められる排除又は書類へのアクセス制限の場合には適用されない。

第百十条　旅行の費用の償還及び議長に対する手当の支払

1　管理理事会の会合に参加する理事国の代表者の旅行の費用は、その所属する加盟国が負担する。ただし、大会議の会期中に開催される同理事会の会合に参加する場合を除くほか、同理事会及び国際連合がそれぞれ作成する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国の各一人の代表者は、エコノミー・クラスの往復航空切符若しくは一等往復鉄道切符の代金又は他の方法による旅行の費用の償還を受ける権利を有する。鉄道又は当該他の方法による旅行の費用について償還される額は、エコノミー・クラスの往復航空切符の代金の額を超えないものとする。これと同様の権利は、同理事会の委員会又は他の機関が大会議及び同理事会の会期外に会合するときに、当該委員会又は他の機関の各構成国の代表者に対し与えられる。

2　さらに、1に規定する表において開発途上国又は後発開発途上国に分類されている加盟国が管理理事会の議長国である場合には、当該加盟国の一人の代表者は、その資格において同理事会、郵便業務理事会、連合の常設機関の調整委員会及び連合の積立制度に係る管理会の会合に参加するために、1に定める償還と同様のもの及び日ごとの滞在費（連合の職員に適用される条件を準用して支払われるもの）を受ける権利を有する。

第百十一条　管理理事会の活動に関する情報

1　管理理事会は、各会期の後に、同理事会の活動に関する情報を、特に議事概要並びに決議及び決定を送付することによって、加盟国、その指定された事業体、地域連合及び諮問委員会の委員に対し提供する。

2　管理理事会は、その活動の全体に関する報告書を大会議のために作成し、遅くとも大会議の開会の二箇月前までに加盟国、その指定された事業体及び諮問委員会の委員に送付する。

第三節　郵便業務理事会

第百十二条　郵便業務理事会の構成及び運営

1　郵便業務理事会は、四十八の理事国から成るものとし、理事国は、大会議から大会議までの間その職務を行う。

1の二　第百十四条の規定並びにこの条及び郵便業務理事会内部規則に定める関連する手続に従って正当に選出された同理事会の理事国は、議長国となる。

1の三　国際事務局長は、大会議の開会の八箇月前までに、加盟国政府に送付する通知書により、加盟国として郵便業務理事会の議長国への立候補の届出をするよう要請する。当該立候補の届出は、大会議の開会の六箇月前までに国際事務局に到着していなければならない。

1の四　立候補した加盟国に対する聴聞は、1の三に定める六箇月の期限の満了の後、かつ、大会議の前の最後の郵便業務理事会の会期の間に、同理事会の内部規則に定める特定の手続に従って行われる。聴聞は、全ての加盟国に対して開かれたものとし、並びに第百五条の関連する規定及び当該内部規則に従い非加盟国のオブザーバーに対しても開かれたものとすることができる。立候補した各加盟国は、同理事会に関する展望を含む簡潔な陳述を行うものとし、その後、質疑応答が行われる。立候補した各加盟国には、等しく時間が割り当てられるものとする。一の加盟国のみが立候補する場合には、聴聞は開催されない。

2　郵便業務理事会の理事国は、大会議が一定の地理的配分に基づいて選出する。各地理的集団の理事国の少なくとも三分の一は、大会議の際に交代する。前段及び中段の規定の適用を妨げることなく、国際連合の作成する表において太平洋諸島の国及び地域として定められている加盟国の属する地理的集団については、その一議席がこれらの加盟国のために確保される。

3　郵便業務理事会の各理事国は、当該理事国の代表者を指名する。郵便業務理事会の理事国は、同理事会の活動に積極的に参加する。

4　第百十六条に別段の定めがある場合を除くほか、郵便業務理事会の理事国の職務は、無報酬とする。同理事会の運営費は、連合が負担する。

5　郵便業務理事会は、大会議が採択した連合の戦略及び事業計画を十分に考慮しつつ、常設の部会、特別のチーム、利用者の資金提供による補助機関その他同理事会の組織内に設けるべき機関を明確にし、形式化し、又は設置する。

第百十三条　郵便業務理事会の権限

1　郵便業務理事会は、次の権限を有する。

1.1　国際郵便業務の発展及び改善のための実際的な措置を調整すること。

1.2　管理理事会の権限の範囲内で同理事会が承認することを条件として、国際郵便業務の質を維持し、及び向上させ、並びに当該業務を近代化するために必要と認める活動を行うこと。

1.3　その職務を遂行するため加盟国及びその指定された事業体と接触することを決定すること。

1.4　加盟国及びその指定された事業体に関係のある技術、業務、経済及び職業訓練の分野において加盟国及びその指定された事業体の経験及び成果を研究し、及び普及させるために必要な措置をとること。

1.5　管理理事会と合意の上、全ての加盟国及びその指定された事業体、特に開発途上にある新たな国及びその指定された事業体との技術協力の分野において適当な措置をとること。

1.6　郵便業務理事会の理事国、管理理事会又は加盟国若しくはその指定された事業体から提出される他の全ての問題を検討すること。

1.7　諮問委員会の議案、見解及び報告書を受領し、及び討議し、並びに問題が郵便業務理事会に関係する場合には同委員会の議案及び報告書を大会議に提出するために検討し、及び意見を付すること。

1.8　財政的影響が大きい問題（料金、到着料、継越料、郵便物の航空運送の基本料金率、小包郵便物の割当料金及び外国における通常郵便物の差出し）を含む全ての加盟国又はその指定された事業体が関心を有する業務上、営業上、技術上、経済上及び技術協力上の最も重要な問題を研究し、これらの問題に関する情報及び意見をまとめ、並びにこれらの問題に対してとるべき措置を勧告すること。